

とみおか

2017.6月 お知らせ版

Tomioka photo album



富岡町消防操法競技大会(2008年6月撮影)

町民の皆さまへ

1. 避難先住所等、連絡先変更届け出のお願い

転居等で富岡町への届け出ご住所や連絡先(電話番号)に変更が生じた場合は、富岡町役場までご連絡をお願いいたします。

【連絡先】住民課または、いわき支所、郡山支所

2. 町内居住届出 ご提出のお願い

帰還等により町内に居住される場合は、下記担当窓口にて「町内住居届出」をご提出ください。

【担当窓口】住民課 住民係

ご不明な点がございましたら、下記担当課までお問い合わせください。

閩住民課 住民係 ☎0240-22-2111

いわき支所からのお知らせ

多目的集会施設の利用について

いわき支所に併設しております多目的集会施設の利用日が、平成29年5月より下記のように変更となりました。

町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

【利用日】

月曜日～土曜日(祝日除く)
午前9時～午後5時まで

【利用申込】

平日の午前8時30分～
午後5時15分まで
いわき支所総務係にて受付



閩富岡町役場いわき支所 ☎0246-88-1987

富岡町防災行政無線戸別受信機貸し出しについて

町では、自然災害時等の緊急情報や平常時のお知らせを円滑にお伝えするために、新たな防災行政無線の整備を行いました。ご希望の町民の方へ無償で個別受信機の貸し出しをいたします。

【対象者】

富岡町内の自らが所有する住宅または、貸家(戸建て及び集合住宅)にお住まいになれる方

【申請手続き】

町ホームページまたは役場担当窓口にて備え付けの申請書を提出してください。

【注意事項】

- ①各ご家庭に1台のみの貸し出しとなります。
- ②申請のあった方へ個別にご連絡をさせていただきます、設置業者が訪問して適切に受信できるように設定いたします。
- ③受信状況によっては、家屋等に別途アンテナを設置する場合があります。
- ④旧個別受信機では、受信できませんので役場担当窓口までご返却ください。

問い合わせ・申請先

生活環境課 消防交通係 ☎0240-22-2111

住宅清掃費補助制度のご案内

ご自宅での生活や維持管理をされるにあたり、清掃業者による屋内の清掃費用を補助いたします。

①補助金額

上限 25万円
(改修、修繕、補修費等は除く)

②対象区域

帰還困難区域を除く全域(帰還困難区域は、支援体制が整い次第改めてご案内いたします)。

③その他

清掃前の申請、清掃完了後の実績報告が必要となります。

ご自宅の消毒作業のご案内

町では、これからの季節虫が繁殖・成長する前の予防として、専門業者に消毒作業を委託しています。

①作業内容

家屋を含む宅地内にいる害虫や孵化する前の卵、及び建物周辺や通気口から駆除剤の噴霧を実施します(ゴキブリ、ゲジゲジ、クロアリ、ヤスデ等に効果があります)。

※希望者には屋内への直接噴霧も可能です。
※事前に施工業者から聞き取りのご連絡をいたしますので、現場に応じた対応が可能です。

「帰還困難区域」の相談窓口のご案内
職場の中で起きてくる賃金や人間関係などに関する困りごとや疑問についての相談会を開催いたします。
相談は無料で秘密は厳守いたします。
◇開催日 平成29年7月9日(日)
・現地相談 郡山市労働福祉会館
会津若松市文化センター
電話相談 ☎024-521-7594
午前10時～午後4時
・電話相談 ☎024-521-7594
午前10時～午後5時
閩福島県労働委員会
福島市中町8-2
☎024-521-7594
E-mail: roudousoudan@pref.fukushima.lg.jp

②対象区域及び駆除業者

- ・帰還困難区域を除く全域(帰還困難区域は、支援体制が整い次第改めてご案内いたします)。
- ・キョウワプロテック株式会社

住宅清掃費補助制度の補助対象要件ならびにご自宅の消毒作業を含む申請や必要書類等については、一般社団法人とみおかプラスまでお問い合わせください。

一般社団法人とみおかプラス

富岡町大字小浜字中央416

さくらモールとみおか内

※事務所の入口は、建物の東側(裏側)

になります。

・受付時間

午前10時～午後5時

(土日祝日を除く)

☎0240-23-6919

消毒機械の貸し出しについて

町では、消毒機械の個人貸し出しを行っております。希望される方は、下記担当までお申し込み、お問い合わせください。

閩生活環境課 環境衛生係

☎0240-22-2111

「法定相続情報証明制度」が始まります
平成29年5月29日から、全国の法務局において、各種相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制度」が始まりました。
この制度は法定相続人が誰であるのかを登記官が証明するもので、各種相続手続きで戸籍謄本を何度も出し直す必要が無くなります。
発行に必要な書類等、詳しくは法務局ホームページまたは下記までお問い合わせください。
閩福島地方法務局不動産登記部門
福島市霞町1番46号(福島合同庁舎内)
☎024-534-2045

家屋解体・ごみ回収・宅地周辺草刈り・除染相談についてのお知らせ

粗大ごみ等の回収

現在、帰還困難区域を除く屋内外の粗大ごみや廃棄家電等の回収を、国の事業で実施しています。以前回収を依頼された方につきましても受け付けいたしますので、希望される方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

なお、フレコンバッグ(除染等で使用する大型の袋)が事前に必要な方は、役場復興推進課までご連絡ください。

【回収申し込み先】

- ・(株)丸東(環境省委託業者)
☎0120-707-110

【回収についての問い合わせ先】

- ・環境省福島環境再生事務所県中・県南支所
☎024-983-0610
- ・富岡町役場復興推進課 除染対策係
☎0240-22-2111

東京電力による屋内片付け・宅地周りの草刈り

東京電力では、町内全域の屋内片付け及び宅地周りの草刈りのお手伝いを実施しております。問い合わせ、申し込みについては、下記専用ダイヤルまでご連絡ください。

※申し込み状況により、実施まで2ヵ月以上かかる場合があります。

【申し込み専用ダイヤル】

☎080-5980-1084

受付時間/土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

原発事故に伴う国民年金保険料の免除について
東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示及び屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除となります(免除された期間の年金給付は、満額給付に対して2分の1で計算されます)。
平成29年度分(平成29年7月～平成30年6月)の申請は、7月1日より受付いたします。保険料免除が6月分まで承認となっている方で、7月以降も免除を希望される方は、富岡町役場、同いわき支所、同郡山支所の窓口または最寄りの年金事務所にて申請手続きを行ってください。
※郵送での申請を希望される方は、富岡町健康福祉課国保年金係まで電話で申請書をご請求ください。
※本年度の学生納付特例申請の対象保険料は、平成29年4月から平成30年3月分までとなっております。
閩健康福祉課 国保年金係
またはお近くの年金事務所

被災家屋等の解体

現在、帰還困難区域を除く町内の被災家屋について、環境省による解体事業が行われています。これは、町が発行する罹災証明により「半壊・大規模半壊・全壊」のいずれかの判定を受けた所有者の申請に基づき実施されるもので、費用はかかりません。また、倒壊の危険性が高い塀垣等も解体撤去できる可能性がありますのでご相談ください。

なお、現時点での受付期限はありませんが、今後示される可能性がありますので、解体・撤去を希望される場合はお早目の申請をお勧めいたします。

【申請・問い合わせ先】

被災家屋等解体受付センター

- ・富岡町役場内
☎0120-700-373
- ・富岡町役場いわき支所内
☎0120-662-550
- ・富岡町役場郡山支所内
☎0120-629-550

除染に関する相談窓口

現在、町内において主にフォローアップ除染が実施されていますが、除染についての相談や問い合わせがありましたら、下記までご連絡ください。

- ・福島環境再生事務所富岡町相談所
☎0240-25-8236
- ・富岡町役場復興推進課 除染対策係



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広聴広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字玉塚622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課までにお送りください。

富岡町公式ホームページ <http://www.tomiodake-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomiodake.fukushima>

電気料金について

避難指示の一部解除により東北電力は電気のご使用状況や帰宅時期等を伺い電気料金の請求開始時期あるいは契約廃止の確認を行う予定です。各家庭には5月からダイレクトメールが郵送されています。返信用「電気ご使用計画書」が同封されますので、現在の使用実態及び今後の予定を計画しておくとういと思われま。

☎東北電力コールセンター ☎0120-175-655
受付時間 平日9時～15時

水道料金について

帰還困難区域及び津波被災地区を除く地区において、水道の使用が開始(再開)されています。水道の使用開始(再開)を希望されるお客様は、事前に企業団へお電話にてお申し込みください。お客様の立ち会いのもと、安全を確認したうえで給水となります。水道料金については、当面の間、使用水量が累積10m³以上になったときの検針月に請求いたします。

☎双葉地方水道企業団 ☎0240-25-5315
受付時間 平日8時～17時15分

小良ヶ浜行政区の皆様へ

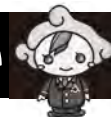
小良ヶ浜行政区の総会を下記のとおり開催いたします。皆様のご出席をお願い申し上げます。

- 1.日時 平成29年7月1日(土)
午後1時から
- 2.場所 富岡町いわき地区
多目的集会施設
(いわき市平北白土宮前8番地)
※富岡町役場いわき支所敷地内
- 3.議事 役員改選 他

なお、私の不手際から総会の開催が遅れてしまい誠に申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

【連絡先】 区長 関根 乃
☎090-3758-1368

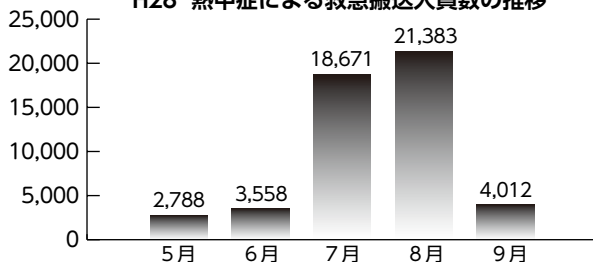
双葉消防本部からのお願い



夏本番を前に.....

今から熱中症の予防対策をお願いします！

H28 熱中症による救急搬送人員数の推移



全国で熱中症により救急搬送された人数(5月～9月中)は、50412人となっており、5月頃から救急搬送が増加し始めます。まだ夏じゃないから大丈夫だと思う、早めから対策をお願いします。

情報：総務省消防庁

熱中症を予防するには？

①暑さに身体をならしていく！ ウォーキングなどの運動をすることで汗をかく習慣を身に付けて、暑さに強い身体をつくりましょう！無理のない範囲でお願いします。	②高温・多湿・直射日光を避ける！ エアコンや扇風機等を使用し、部屋の温度が高くないように調整しましょう。また外出する際は、帽子や日傘などを使用してください。	③水分補給は、こまめに計画的に！ のどが渴いてから水分補給をするのではなく、のどが渴く前に水分補給を心がけましょう！
---	---	---

屋外での火気取扱いに注意してください！

だんだんと暖かくなり、バーベキューやキャンプなどの楽しい催しやイベントが開催される季節になりました。火を取り扱うことが多くなることが予想されますので、次の点にご注意ください！

カセットこんろより大きな鍋を使用すると、ボンベが過熱されて破裂する危険があります。	着火剤を継ぎ足すと、突然火が大きくなるなど大変危険です。
--	-------------------------------------

火事と救急は119番

お問い合わせ先

◇双葉消防本部 通信指令室◇
☎0240-25-8561



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。